

平成 30 年度新上五島町インターンシップ参加要領

1.新上五島町が行なうインターンシップとは

観光ではなく就業体験を通じて、日本の島・地域について知りたいと考えている学生と島をつなぎ、島に観光以外の人の流れを作ることで、地域の活性化を目指します。

2.受け入れ時期

平成 30 年 8 月～9 月（夏休み期間）

3.対象となる学生

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する全国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校に在籍し、インターンシップ参加を希望した学生です。

4.参加にあたっての留意事項

- （1）インターンシップの実施期間は、原則として実働 7 日以上です。
- （2）インターンシップ生への報酬は、旅費含め必要ありません。

5.受入の助成

学生の受入 1 人当たり 1 万円を助成します。ただし、同一学生の受入は 1 年に 1 回限りです。

6.提出書類（平成 30 年 4 月 6 日）

- （1）参加申込書：「平成 30 年度 新上五島町インターンシップ参加申込書」
必要事項を記入の上、下記問い合わせ先へ提出してください。
- （2）実施内容及びスケジュール：「新上五島町インターンシップ実施計画書」
受入決定後に提出をしていただきます。別途ご案内します。
- （3）実績報告書：「新上五島町インターンシップ実績報告書」
インターンシップ終了後に別途ご案内します。

7.問い合わせ先

新上五島町役場 総合政策課 インターンシップ担当

〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585 番地 1 TEL 0959-53-1111

FAX0959-53-1100

E-mail seisaku@town.shinkamigoto.nagasaki.jp